

公開日: 2025/05/08 (掲載号: No.617)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第92話】「プロ野球選手の必要経費」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第92話】

「プロ野球選手の必要経費」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「それにしても・・・すごい金額ですね・・・」

浅田調査官は顔を赤くして、中尾統括官のところにやってくる。

「・・・何をそんなに興奮しているんだ？」

稟議書を読んでいた中尾統括官は、顔を上げる。

「これですよ・・・」

そう言うと、浅田調査官は、手に持っていた新聞を見せる。

プロ野球・巨人の坂本勇人選手（36）が東京国税局の税務調査を受け、2022年までの3年間で約2億4千万円の申告漏れを指摘されたことが関係者への取材でわかった。

悪質ではないとして重加算税は課されていない。過少申告加算税を含む追徴税額は約1億円で、修正申告したという。

関係者によると、坂本選手は料亭やクラブでの飲食代などを必要経費に含めて計上し、年俸などの収入から差し引いて所得税の確定申告をしていた。国税局は、「収入を得るために直接必要」な支出にあたらないと判断した約2億4千万円について申告漏れを指摘した。

巨人の広報は取材に「従来認められていた自主トレなどの費用も含めて否認されたが、税務署の指示に従って申告し納税した」とコメントした。

坂本選手は07年に入団し、通算安打数は現役選手最多の2415（3月31日現在）。推定年俸は5億円。

（下線：筆者）

（※） 朝日新聞digital（2025.4.2）より

中尾統括官は、新聞を見ながら、ため息をつく。

「・・・飲食代が3年間で、2億4,000万円ということは・・・年間8,000万円を飲み食いに使っていたということだが・・・そんなに飲み食いをすれば・・・身体に悪いんじゃないか？」

中尾統括官はそう言うと、浅田調査官を見る。

「たしかに・・・年間8,000万円も飲食代に使うこと自体、異常ですよネ・・・たとえば同僚の選手と一緒に飲み食いしていたとしても・・・」

浅田調査官は、羨ましそうに言う。

「・・・ところで、新聞では3年間の修正申告となっていますが、税法の除斥期間を考えると、5年間の修正申告書を提出してもらわなければいけないんじゃないですか？」

浅田調査官は手元の「税務六法」を手に取り、国税通則法70条1項を開く。

次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から5年（第2号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があったものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、3年）を経過した日以後においては、することができない。（以下略）

（下線：筆者）

「・・・国税通則法70条は、課税庁の更正、決定等の期間制限の規定ですが・・・納税者に提出を求める修正申告も、この規定にならって・・・通常5年間、遡って修正申告を納税者に求めるものではないのでしょうか・・・」

浅田調査官は、不満そうに言う。

「納税者との交渉の結果・・・なのかもしれないな。」

中尾統括官は、苦笑する。

「・・・僕が担当の税務調査官であれば、5年間の修正申告書の提出を求めます・・・もし納税者が拒否をすれば・・・その時には・・・更正処分をします。」

浅田調査官の語気は荒い。

「・・・ほう・・・強気だな・・・」

中尾統括官は興味深そうに、浅田調査官の顔を見る。

「・・・また、飲食代については・・・3年間だけではなく、過去にも同じような支出をしていたと考えられます・・・普通の納税者であれば税務署は、5年間の修正申告を求めると思うのです・・・坂本選手の修正申告をさらに2年間遡ると・・・1億6,000万円の増差所得（1年間当たり8,000万円の飲食代があると仮定）になりますからね・・・」

浅田調査官は、まだ赤い顔をしている。

「ところで・・・君は確か・・・巨人ではなく、ヤクルトのファンだったな。」

中尾統括官は、笑いながら言う。

「それは・・・関係ありません。」

浅田調査官は、きっぱりと言う。

「あと実は・・・もう1つ疑問があるのです・・・このケースでは、なぜ重加算税を決定しなかったのでしょうか？」

浅田調査官がたずねる。

「悪質な申告漏れにはあたらない・・・とされてはいますが・・・8,000万円の飲食代が否認されているのだから、「悪質ではない」なんて、言えるのでしょうか・・・私だったら、重加算税を賦課決定処分します。」

浅田調査官は、さらに六法で国税通則法68条1項を開き、中尾統括官に見せる。

第65条第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(下線：筆者)

(※) 条文内の括弧書き等、一部を省略。

「今回のケースは・・・隠蔽又は仮装に該当する・・・というのか・・・」
中尾統括官は、条文を見ながらつぶやく。

「・・・最高裁平成7年4月28日判決では・・・納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からも伺いうる特段の行為をした上、その意図に基づく過少申告をしたように場合には、重加算税の賦課要件が満たされている・・・と述べられています・・・」

浅田調査官は、最高裁の判断をそらんじている。

「・・・同僚らとの8,000万円の飲食代の支出が・・・野球（事業）に関連する必要経費に該当するということは常識的に考えられないことから、それらの支出金額をあえて必要経費に入れるということは・・・過少申告の意図を外部からも伺いうる特段の行為に該当する・・・と思うのです・・・」

中尾統括官は腕を組んだまま、感心した様子で浅田調査官の説明を聞いている。

「たしか、この最高裁の事件は・・・株式等の売買による所得が1億円ほどあったと認識していたにもかかわらず、これをまったく申告書に記載しなかったというもので・・・顧問税理士や証券会社の担当者からも申告するよう注意を受けていたと認定されていたな・・・」

中尾統括官は、事件の概要を思い出す。

「それにしても、これだけの金額の飲み食い代が必要経費に該当しないことを・・・顧問税理士は坂本選手へ助言しなかったのですかねえ・・・」

浅田調査官は、首をかしげる。

「・・・新聞では・・・従来認められていた自主トレなどの費用も含めて否認された・・・と書かれていますが、野球選手として必要な自主トレなどの費用については、税務署は否認しないでしょう・・・」

浅田調査官は、慔然として言う。

「そうだな・・・野球選手として必要な自主トレなどの費用については、もちろん、税務署は否認することができない・・・新聞では、従来から認められていた費用なんて弁明しているが・・・疑問だな・・・」

中尾統括官は、苦笑しながらうなずく。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』は、不定期の掲載となります。

連載目次

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』

- [【第1話】 所得税法56条と租税回避](#)
- [【第2話】 ビットコインと雑所得](#)
- [【第3話】 措置法26条と概算経費](#)
- [【第4話】 所得控除の見直し](#)

